

権利としての福祉を守る

関係団体共同実行委員会 ニュース No8

実行委員会事務局（台東区蔵前 4-6-8 サンプラザビル 5F-A 福祉保育労内）発行 2015. 7. 30

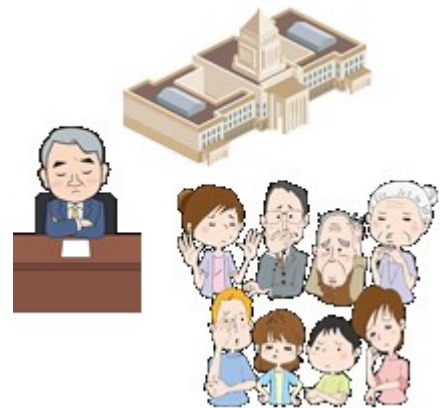
社会福祉法等一部「改正」法案が、7/29 衆議院厚生労働委員会で 自民、公明、民主、維新等の賛成多数で可決！

昨日（7/29）行われた衆議院厚生労働委員会において、社会福祉法等の一部を改正する法案が、自民、公明、民主、維新等の賛成多数によって可決されました。共産は反対討論で「格差・貧困の拡大や福祉制度の後退で生じた問題への対処を社会福祉法人に肩代わりさせようとするもので、さらなる制度後退につながる」「（障害者施設への退職共済公費助成廃止について）低い賃金水準のうえ、退職金も保証されなければ、人手不足に拍車をかける」と指摘しました。

採決にあたり、民主党は修正案を提出しましたが反対多数で否決され、その後の採決で一転して与党原案に賛成しました。この民主党の不可解な態度には、行動に参加した約 80 人の傍聴者からどよめきの声があがりました。また、採決後には自民、公明、維新等から同法に対し、附帯決議をつけることが提案され、8つの決議がつけられることが了承されました。

今後の社会福祉を大きく変質させる重要な法案を、私たちの反対の声を無視して、実質的な審議時間が参考人質疑の 3 時間を合わせてもわずか 10 時間ほどで強行採決を行ったことに対し、私たち共同実行委員会として強い抗議の意を表明します。

委員会終了後、議員面会所でミニ報告集会が行われ、社会福祉法改正案に反対の討論に立った日本共産党の堀内照文議員と高橋千鶴子議員が国会報告にかけつけてくれました。「社会福祉を変質させるこれだけ大きな改革をわずかな審議で強行することは許されない」「社福法人に国の責任を転嫁するようなやり方は引き続きただしていきます」、との力強い決意表明がされ、参加者一同、参議院審議に向けて運動を強化することを確認して集会を終えました。



権利としての福祉を守る 7.28 院内集会に 103 人 社会福祉法等の一部改正の廃案へ決意を固める

7月15日・16日の戦争法案強行採決によってストップしていた国会で各委員会審議に再開のメドがたった28日、共同実行委員会として7.28院内集会を開催しました。社会福祉法等の一部を改正する法案の衆議院での採決が目前に迫るなかで、衆議院審議で明らかになった法案の問題点を整理し、この間の共同運動の成果を確信に参議院審議に向けてのたたかひの意思統一を図りました。

集会には、共同実行委員会を構成する11団体すべてから103人が参加しました。予定していた会場ではイスが足りずに、壁際まで参加者があふれて熱気に包まれました。以下で集会の概要を報告します。



《衆議院厚生労働委員会の参考人質疑をとおしての報告》

【赤松英知さん：きょうされん常務理事】

いわゆる「内部留保」については定義もはっきりしていないし、厚労省は実態把握さえしていない。実態がわからないものを前提に、その活用によって地域公益事業をおこなわせることは、立法事実に基づかない誤った法改正だ。

【茨木範宏さん：社会福祉施設経営者同友会会長】

参考人5人の意見で問題点がかなり絞られてきた。「社会福祉事業は非営利であるべき」、「地域公益事業の義務化は社会福祉法61条違反」、「退職手当共済制度からの公費助成外しは福祉人材確保に逆行する」など。戦争に向かう国は人権や社会福祉を切り捨てていく。

《衆議院での審議をふまえた法案の問題点学習》

日本障害者センター理事の山崎光弘さんから、今回の法改正の目的とポイント（さまざまな義務化・法人の大規模化）、義務化による問題（人もお金も無料・定額のサービスにまわすことで支援の質と量が低下し、労働条件と労働環境が悪化し、事業継続が困難になる）、努力義務でも安心できない（行政が勧告し、従わない場合は公表できる）、社会福祉充実残額＝いわゆる内部留保の算出を行政がコントロールできる、などについてお話しいただきました。

そして、この間の衆議院での審議をふまえて、参考人質疑での質問と厚労大臣・社援局長の回答を引用して、法案には論理的一貫性がなく、社会福祉事業の市場化促進がねらいであり、すでに公的責任の後退が始まっていることが指摘されました。

衆議院の質疑での主な質問

- ①低額・無料のサービス、ガバナンスの強化等による小規模法人へ影響と配慮
- ②運営継続のための資産も持っていない小規模法人への対応
- ③退職金共済への公的助成廃止による人材確保の困難化
- ④低額無料のサービス(地域公益活動)の責務化について
- ⑤いわゆる内部留保・社会福祉充実残額の算出式について
- ⑥監査に際するローカルルールの問題

厚労大臣、社会・援護局長の回答

- ①小規模法人には評議員を4人以上とする等の経過措置を取る
評議員が見つからない場合、自治体や社協が紹介するシステム
監事に税理士や公認会計士を登用
実態を調べて対応
- ②一般企業と同様に経営力の問題
- ③他の主体とのイコールフットINGからの見直し
実態調査により影響を把握し、必要に応じて報酬改定で対応
- ④現法においても社会福祉法人の本旨
(第二十四条 社会福祉事業を行う法人であり、本業に影響がない限り公益活動等を実施することができる)
- ⑤明確な定義なし、多様な実態を踏まえて今回の法改正で明確化
一円でも残額があれば、充実計画は策定しなくてはならない
- ⑥法定受託事務なので統一した基準をつくっていく

問題は解消しない
天下りや実効支配

報酬設定の問題
手厚い支援＝低評価

把握できるのか？

論議不明
本旨を法的責務化

実態を踏まえず、規範論を利用した改革

厚労省の問題

※集会の最後には当面の行動提起がされ、さっそく参院厚労委員25人に要請行動をおこないました。

参議院厚生労働委員会の審議に向けた運動

参議院厚生労働委員会の審議日程はまだ決まっていますが、当面の運動として、参議院厚生労働委員25人へのFAX要請運動と、議員要請行動をおこないます。各団体でFAX要請運動への集中と、議員要請行動への参加者組織を強めていきましょう！

★FAX要請運動

別紙の議員名簿を使って、各委員に「私のひとこと」と住所・氏名を記入した緊急要請書をFAXします。特に、地元選出の議員には集中して送りましょう。

★議員要請行動

8月3(月)・4(火)・5(水)・6(木)・7(金)の5日間
 <13時30分に参議院議員会館ロビーに集合>